令和８年度いばらきの地酒 PR 推進事業業務委託仕様書

１　業務名

令和８年度いばらきの地酒 PR 推進事業業務

２　目的

本県は関東屈指の酒蔵数を誇り、近年では、いばらきの地酒（以下「地酒」という。）が鑑評会でも高い評価を受けている一方、首都圏における一般消費者への認知は十分とは言えないことから、酒蔵及び地酒の魅力発信並びに実際に地酒を味わう機会の創出を一体的に実施し、地酒の認知拡大と消費促進を図っていく。

３　委託期間

契約の日から令和９年３月 25 日（木）まで

４　内容

（１）PR 動画作成の実施

ア　概要

地酒や酒蔵等の魅力を紹介する動画を撮影・編集し、一般消費者が広く閲覧できる媒体で発信し、視聴した消費者が地酒に興味を持ち、消費喚起に繋がる表現となるように制作を行うものとする。

（ア）　仕様

・　データ形式：mp4 や mov 等
・　縦横比：16:９
・　画質：1920×1080 以上
・　作成本数：30 分×２本又は 60 分×１本程度を目安とする。
・　使用期限：無期限

（イ）　撮影

企画に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。次の内容は委託業務に含むものとするが、出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請については県と調整を行うものとする。

・　制作に必要な資料及び素材の収集
・　肖像権や著作権に関する必要な手続き
・　撮影に必要となる費用の負担（使用料、出演料、交通費等）
・　撮影に使用する機材及び消耗品等の費用の負担

（ウ）　編集・校正

・　撮影した映像の加工、編集、BGM、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を

行う。

・　使用する映像、写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真等又は他者から提供を受けた写真等を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。

・　動画に挿入する地酒や酒蔵等の名称や説明については、事前に各酒蔵に確認を行い、疑義が生じないようにすること。

・　編集した動画案制作後の校正は１本につき２回以上とする。

（エ）　修正

・　受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態となるまで対応すること。

・　県からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。

（オ）　掲載

・　受託者の SNS や YouTube、ウェブページ等を活用して、広く一般消費者が閲覧できるようにすること。

（２）PR イベントの開催

ア　概要

地酒を一般消費者に広く知ってもらうため、地酒の PR イベントを開催する。

（ア）　時　期：契約締結日～令和９年３月までの１日

（イ）　場　所：都内

※酒類の提供を伴うため、参加者等がアクセスしやすい場所とすること。

（ウ）　参加者：地酒に関心のある 20 歳以上の者

（エ）　内　容：日本酒に知見の深い専門家の解説、地酒や茨城の食を楽しむ。

（オ）　回　数：２回（１日二部制）、各回につき１時間 30 分程度

（カ）　人　数：各回 20 名程度とする。

イ　企画運営における留意事項

（ア）　受託者のネットワークや SNS 等を活用し参加者を広く募集するとともに、イベント開催後にも情報の発信を行うこと。

（イ）　提供する地酒及び食材については、委託者と協議の上決定し、受託者が購入すること。

（ウ）　会場設営や撤去作業について行うこと。また、イベント開催の際に発生した廃棄物の処理は受託者で対応すること。

（エ）　地酒に関して専門家による解説の時間を設けること。

（オ）　専門家については、受託者が手配すること。

（カ） イベントの開催に当たっては、食品の調理・提供や酒類の提供等に関連する食品衛生法などの各種法令を確認･遵守し､食品営業許可の申請手続きや設備の手配など、必要な措置を実施すること。なお、新たに許可申請などが必要な場合、その手数料の支払いも委託料に含む。
（キ） 参加者に対しては、事業前後に十分な情報を提供すること。
（ク） 参加者から参加料を徴収する際には、県と事前に協議すること。
（ケ） イベントに係る見積には、施設使用料、広報宣伝費、地酒・食材購入費その他諸経費を含む。また、それらの支払いは受託者が行うこと。
（コ） イベントに関する実施記録を作成すること。
（サ） イベントの実施に当たり、撮影された動画、写真については、県において活用（ウェブサイト、雑誌または広報等のメディアへの掲載など）できるものとすること。

ウ　アンケート等の実施

イベント参加者にアンケートを実施し、地酒の認知度、イベント参加前後の認知度、イメージ等を確認し、結果を集計・分析してイベントの効果を検証し、課題及び提案を実績報告書にまとめること。

エ　専任者配置

業務遂行にあたり、専任担当者を１名以上配置すること。

５　各種実績等の報告について

次の内容について、実績報告書・成果物を提出すること。

（１）PR 動画作成

ア　作成した PR 動画を電子媒体にて提出すること。
イ　動画撮影の実施日や当日の行程、相手方等を報告すること。
ウ　動画掲載については、再生回数、平均視聴時間、ユニーク視聴者数などの実績を報告すること。

（２）PR イベント

ア　４（２）のイベント開催日時・場所、参加者人数、提供した地酒や食品等を報告すること。
イ　イベント当日の写真を撮影し、報告すること。
ウ　イベント参加者へのアンケート結果と、分析した結果及び課題や今後の効果的な情報発信に向けた提案をすること。

6　成果物に関する権利の帰属

（1）本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容にすること。

（2）本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

（3）本業務の成果物等に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、原則として全て県に帰属するものとする。

（4）本業務の成果物等は、県が地酒の PR に資する用途で幅広く活用する。

7　成果物等

（1）成果物

ア　委託業務完了報告書（別紙様式２、紙出力１部）

イ　実績報告書（様式任意、紙出力２部）

ウ　上記報告書及び成果品、記録写真・動画データ等を格納した電磁媒体（CD-R 等）１点

（2）納期　令和９年３月 25 日（木）

（3）納品先　茨城県営業戦略部東京渉外局ＰＲ・誘致チーム
（東京都千代田区平河町２－６－３　都道府県会館９階）

8　業務実施に関する留意事項

（1）　本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア　受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ　県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

（2）　受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

（3）　委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

（4）　委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用を受けるものとする。

（5）　受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（６） 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

（７） 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

（８） 提出された書類等は、茨城県情報公開条例（平成 12 年茨城県条例第５号）に基づき情報公開の対象になる場合がある。

（９） 必要に応じて仕様内容の一部を協議の上、改正できるものとする。